3　法第四十二条の十二の五第三項第三号ハに規定する財務省令で定める場合は、同号ハの認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第八条第一項第二号又は第三号に規定する事業主の類型に係るものである場合（当該事業年度終了の日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

第二十条の十の三第三項第二号中「生産工程効率化等設備等」を「生産工程効率化等設備」に改める。

第二十条の十二から第二十条の十五までを次のように改める。

第二十条の十二から第二十条の十四まで　削除

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第二十条の十五　施行令第二十八条の七第四項に規定する財務省令で定める書類は、当該法人が受けた環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（第一号において「促進法」という。）第三十九条第一項の認定に係る次に掲げる書類とする。

一　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基盤確立事業実施計画の認定等に関する省令（以下この号において「認定等省令」という。）第一条第一項の申請書に添付された促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画（施行令第二十八条の七第四項に規定する機械等が記載されたものに限るものとし、当該基盤確立事業実施計画につき促進法第四十条第一項の規定による変更の認定があつたときは当該変更の認定に係る認定等省令第三条第一項の申請書に添付された変更後の促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画を含む。）の写し

二　認定通知書（前号の変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定通知書を含む。）の写し

第二十条の十六第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第二十八条の九第二十七項」を「第二十八条の九第二十五項」に改め、同項を同条第九項とする。

第二十条の十八及び第二十条の十八を次のように改める。

第二十条の十八及び第二十条の十九　削除

第二十条の二十中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

第二十条の二十一第一項中「第二十九条の五第二項」を「第二十九条の二第二項」に改め、同条第二項中「第二十九条の五第三項」を「第二十九条の二第三項」に改める。

第二十条の二十二第一項中「第二十九条の六第一項第一号」を「第二十九条の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「第二十九条の六第三項」を「第二十九条の三第四項」に改め、「（運輸監理部長を含む。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十八条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度は、国土交通大臣又は同項に規定する倉庫用建物等の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）の当該倉庫用建物等が同条第一項の規定の適用を受けようとする事業年度において同項に規定する政令で定める要件を満たす特定流通業務施設に該当するものであることを証する書類を当該事業年度の確定申告書等に添付することにより証明がされた当該事業年度とする。

第二十一条の二中「第三十二条の三第三項」を「第三十三条第三項」に改め、同条第一号中「又は第二項」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十六条第一項に規定する財務省令で定めるものは、同項に規定する事業承継等として同項に規定する取得をした同項に規定する株式等の売買契約における売主表明事項（売主から表明された当該売主又は当該株式等を発行した法人の法務に関する事項、財務に関する事項、税務に関する事項、労務に関する事項その他の事項をいう。）につき正確でない、又は真実でない事実があり、当該売主表明事項と異なる事実が生じたことによつてその取得をした法人に損害が生じた場合に保険金を支払う定めのある保険（当該損害により支払われることとされている保険金の限度額が五億円を超えるものに限る。）とする。

第二十一条の三から第二十一条の十一までを次のように改める。

第二十一条の三から第二十一条の十一まで　削除

第二十二条の四第一項第三号イ中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　土地等が都市緑地法第十七条第一項又は第三項の規定により買い取られる場合　地方公共団体の長の当該土地等をこれらの規定により買い取つた旨を証する書類

第二十二条の四第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の二　法第六十五条の三第一項第三号の二の場合　同号の都市緑化支援機構に対する古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第一項の規定による要請（以下この号において「買取要請」という。）をした府県の知事又は買取要請をした地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長の当該都市緑化支援機構が法第六十五条の三第一項第三号の二に規定する対象土地を古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第四項の規定により買い取つた旨及び当該対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が施行令第三十九条の四第三項各号に掲げる要件を満たすものであることを証する書類

三の三　法第六十五条の三第一項第三号の三の場合　同号の都市緑化支援機構に対する都市緑地法第十七条の二第一項の規定による要請（以下この号において「買取要請」という。）をした都道府県の知事又は買取要請をした市の長の当該都市緑化支援機構が法第六十五条の三第一項第三号の三に規定する対象土地を都市緑地法第十七条の二第四項の規定により買い取つた旨及び当該対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が施行令第三十九条の四第四項において準用する同条第三項各号に掲げる要件を満たすものであることを証する書類